

四日市市告示第527号

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第30条の11の規定に基づき、下記のとおり施設等利用費の支給に係る施設として確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和8年9月29日

四日市市長 森 智広

1 預かり保育事業・一時預かり事業

番号	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地
1	社会福祉法人 四季の里	どんぐりこども園	四日市市野田2丁目8-3
2	学校法人 常磐学園	認定こども園 ときわ幼稚園	四日市市西松本町15-10

確認年月日：令和8年4月1日

（こども未来部 保育幼稚園課）